

振動規制法と用途地域

用途地域	備考	規制区域	特定建設作業	自動車振動の限度
第一種低層住居専用地域	: 低層住宅の良好な住居環境を保護(閑静な住宅街)	第1種区域	第1号区域	第1種区域
第二種低層住居専用地域	: 主に低層住宅の良好な住居環境を保護(コンビニ等はある)			
第一種中高層住居専用地域	: 中高層住宅の良好な住居環境を保護(5F以下マンション等)			
第二種中高層住居専用地域	: 主に中高層住宅の良好な住居環境を保護(中高層マンション等)			
第一種住居地域	: 住居の環境を保護(一戸建てと中高層マンションが混在)			
第二種住居地域	: 主に住居の環境を保護(第一種住居+事務所やパチンコ屋)			
準住居地域	: 道路の沿道として調和した住居環境を保護(住宅+道路沿い大型スーパー)			
近隣商業地域	: 日用品の供給を行うなど利便を増進(住宅地近隣の商店街)	第2種区域	第2号区域	第2種区域
商業地域	: 主に商業その他利便を増進(繁華街)			
準工業地域	: 主に環境悪化のおそれのない工業の利便を増進(工場は多いが危険はない)			
工業地域	: 主に工業の利便を増進(工場ばかりだが住居も少し存在)			
工業専用地域(一部緩衝地域)	: 工業の利便を増進(臨海工業地帯など)			

(1-1) 特定工場等の規制区域の区分

第1種	: 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区及び域住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第2種	: 住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

昭和51年11月10日環境庁告示90号特定工場等において発生する振動の規制に関する基準第一条備考

(1-2) 特定工場等の規制基準

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準より

(昭和四十七年七月四日告示第六百四十五号)

時間の区分 区域の区分	区分に対応する規制基準(単位: デンベル)	
	昼間 AM 8:00 ~ PM 7:00	夜間 PM 7:00 ~ AM 8:00
第1種	60 (60~65)	55 (55~60)
第2種	65 (65~70)	60 (60~65)

()は昭和51年11月10日環境庁告示90号特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

(2) 特定建設作業区域

区域	基準値	作業禁止時間帯	最大作業時間	最大連続作業日数	作業を行わない日
第一号に掲げる区域	75	PM 7:00 ~ AM 7:00	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他休日
第二号に掲げる区域		PM 10:00 ~ AM 6:00	14時間を超えないこと		

第一号に掲げる区域 : 特定工場等の規制区域の区分のうち第1種区域と、第2種区域のうち学校、保健所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の80メートル以内

第二号に掲げる区域 : 特定工場等の規制区域の区分のうち上記の第1号区域以外

(3) 道路交通振動の要請限度

(昭和四十七年七月四日告示第六百四十五号)

時間の区分 区域の区分	区分に対応する規制基準(単位: デンベル)	
	昼間 AM 8:00 ~ PM 7:00	夜間 PM 7:00 ~ AM 8:00
第1種	65	60
第2種	70	65

()は昭和43年11月27日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示2号による基準値

(平5総府令47・一部改正)